

オリック東京法律事務所・外国法共同事業の訴訟チームにより、国境を超えるプロジェクトにおける紛争解決戦略について毎月開催されているオリックライブラーセミナーの内容に基づき、実務的な観点から紹介して頂く論稿シリーズで、JCAジャーナル2011年11月号から連載頂いております。

米国の裁判所で訴えられた日本企業が取り得る戦略 ～管轄権の不存在に関する抗弁を中心に～

1. はじめに

米国の裁判所における訴訟手続きは、往々にして費用が膨大となり、訴訟当事者にとってその負担は甚大である。さらに、日本およびその他地域を拠点とする企業や個人にとって、そうした訴訟手続きへの対応が著しく困難なものであることは、地理的な距離からくる不都合、言語や時差による意思疎通の難しさ、米国の訴訟手続き上の要件に必ずしも一致しない自らの文書管理システムや慣習といった問題に加え、「外国の」被告は公正で公平な扱いを受けられないのではないかという不安がつきまとうことを理由とする。米国以外の法主体（企業及び個人を含む）が被告として米国で訴えられることがあるのは、まさにそうした理由を原告が戦略的に利用しようとするからであり、米国の原告としては、被告の責任を認める判断が得られない可能性が高いとしても、被告は難題から逃れるために和解を望むだろうと戦略的に考えて訴訟を提起する。

従って、米国以外の企業においては、自らが属さない米国における訴えの早期却下を勝ち取ることが極めて重要であり、自分たちに可能な主張は裁判手続きの初期段階で積極的に推し進めることが賢明である。米国の裁判所における訴訟手続きでは、「外国の」企業には取り得るが、米国の企業は効果的に使えない主張がいくつかあり、本稿では、そのうち以下の極めて重要な二つの主張を取り上げる。⁽²⁾

ロバート P. レズニック (Robert P. Reznick)⁽¹⁾

オリック・ヘリントン&サトリフLLP ワシントンD.C.オフィス
米国コロンビア特区弁護士

やくら しんすけ
矢倉 信介

オリック東京法律事務所・外国法共同事業
弁護士（日本及び米国ニューヨーク州登録）・弁理士

- ① 米国法の「域外適用」の制限：米国法の適用は米国の領域内のみとされるのか否か、かつ、米国内のみであるとすればどのように米国法が適用されるのかを判断する原則。
- ② 「人的」管轄権：裁判所が被告に訴訟手続きへの参加を要求するには、訴訟が提起された法廷地に被告が「最小限の接触」を有していたか否かを判断しなければならないとする法概念。

日本およびその他地域の被告は、米国における訴えの早期却下を勝ち取るために、これらいずれかの主張を用いることを検討すべきである。米国の裁判所に訴えを提起された日本の被告は、いずれの主張が有用であるかを判断し、訴え提起の事実を知った時点で可及的速やかに主張すべきである。なぜなら、抗弁の中には、主張のタイミングが遅れば当該主張が認められる可能性自体が低下するだけでなく、訴訟の最初の段階で申し立てなければ権利を放棄したとみなされるものもあるからである。

2. 域外適用否定の推定

一般的に、米国法の地理的適用性は制限的に判断され、他国で発生した行為または影響に基づく訴えは却下される。実際、連邦法は、米国の領域内のみで適用されると推定されており、域外で適用されるのは、合衆国議会が法律の世界的な適用を「積極的に意図している」旨を「明示した」場合のみとされている。⁽³⁾ つまり米国内の米国企業のある行動が米国の法律に違反しても、日本企業が同じ活動を日本で行った場合、米国の法律に違反するとは限らない。日本企業が取り得るこの特別な抗弁を特定の訴えで用いることができるかどうかは、問題となっている法律、請求内容および具体的事実如何による。

まず裁判所は、問題の法律が米国領域内のみで適用されるのか否かを判断しなければならない。域外適用否定の「推定」は、議会が域外適用を積極的に意図していたという証拠がなければ覆せない。「法律に域外適用が明示されていなければ、域外適用はない」のである。⁽⁴⁾ 法律の中には域外適用を明示的に定めているもの⁽⁵⁾、また前後関係から黙示的に定めているものもある。⁽⁶⁾ しかし大半は、この点について言及がなく、よって米国領域内のみで適用される。⁽⁷⁾

ある法律が米国外にも適用されることになれば、世界のどこかで発生した行為に基づき、他の適用要件の充足を前提として米国で訴えを提起できることになる。しかし、たとえその法律に域外適用がなくても、米国外で発生した行為および影響が米国での訴えに関連し、訴えの根拠となる場合がある。米国の裁判所はたいていの場合、活動またはその活動の結果の一部が国内で起きていれば、その出来事は米国内で発生したとみなし得ると判断するからである。

米国内に限定された法律については、裁判所は、問題となる行為がどこで発生したかを二段階の分析で特定する。最初に、法律の「焦点（フォーカス）」、つまり法律によって保護の対象となる利益を特定する。次に、そのフォーカスを通して原告の申立てを検討し、米国の法律違反となる要素が

申立てられているかどうかを判断する。例えば米国証券法の詐欺行為防止規定の焦点は、「詐欺が発生した場所ではなく、米国内で行われた証券取引」にある。⁽⁸⁾ この観点から、証券法上の請求権は、(i)米国の証券取引所での取引か、または米国内の取引で、(ii)権原が移転したか、(iii)当事者が「撤回不能な義務」を負った場合に存在するとされている。⁽⁹⁾ よってこれらの要件が満たされなければ、請求された損害は、米国証券法のカバーする範疇を超える。

場合によって、法律の「焦点」が原告の損害の原因となった行為ではなく、損害自体に当てられていることがあるが、そうした状況を裁判所が検討するのはとりわけ困難である。例えば、米国の「事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律」(「RICO」)は、組織的犯罪活動に範囲が及ぶよう民事上および刑事上強力な手段を定めている。大要、RICOは、4つの実質的な違反行為を定めているが、被告は、各違反について指定された犯罪行為の一つ以上に常習的に (pattern) 携わっていないといけない。そしてその常習的行為それ自体が域外適用される法律に違反している場合のみ、RICOに基づく請求が米国外の行為にも適用され得る。RICOは、米国政府および法の特別規定に基づいて損害賠償を訴える民間当事者によっても執行可能であるが、かかる規定は、域外適用には言及しておらず、よって(米国政府ではなく)民間当事者が訴えるためには、「米国内」で損害を被った旨を主張しなければならない。⁽¹⁰⁾ 裁判所は、これまでRICOに基づく損害の発生場所をどう判断するかという問題と取り組んできているが、裁判所によって、その焦点が行為の場所、さらには原告の場所および主張された損害の種類と、様々に異なる結果となっており、統一的な判断はない。⁽¹¹⁾

3. 考慮すべき米国法の域外適用

様々な訴訟類型の中で、他に比べて米国以外の企業に対してより頻繁に提起されるものがある。以下に挙げるのは、極めて一般的で典型的な例で

あり、また裁判所によって異なるが、そうした訴えで米国以外の企業がかなりの確度で直面する連邦法および米国裁判所による域外適用の扱いをまとめると以下のとおりである。

① 反トラスト／競争法

「シャーマン法（反トラスト法）」は、カルテル行為やその他公正な競争を妨げる合意・共謀、独占を禁止する米国の反トラスト／競争法の基本法である。⁽¹²⁾ もうひとつ別の「外国取引反トラスト改善法」（「FTAIA」）⁽¹³⁾ は、米国の競争法の域外適用について明確に定めている。FTAIAは、一般的に、米国外の行為に関して米国で独占禁止法上の訴えを提起できるのは、シャーマン法の本質的な要件に合致し、かつ、(i) 米国内に輸入された製品に関する訴えか、または(ii) 訴えの対象となる行為が、米国内の取引に「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な」影響を及ぼす原因となり、原告の請求権を生じた場合のみであると定めている。⁽¹⁴⁾ これらの各要件は、多くの訴訟において争点とされているものの、それぞれの意味は、多くの点でいまだ確定していない。

② 特許権および著作権侵害

特許法および著作権法⁽¹⁵⁾には明確な域外適用性はないが、多くの場合において、米国外の行為が権利侵害の要素となるか、または損害賠償請求につながり得る。例えば世界のどこかでなされた合意および販売の申し出行為の対象が米国内での製品の販売であれば、当該合意等が特許侵害を構成する行為として米国における訴訟の対象となり得る。⁽¹⁶⁾ 一方、特許対象製品の「販売」が実施された場所は、多くの要因、例えば交渉や契約の成立、履行の実施場所などによって決まる。⁽¹⁷⁾ なお、米国外での組立てのために米国から特許対象部品を輸出できる場合の制限に関する規定が存在する。⁽¹⁸⁾

著作権の対象となる著作物を米国外で使用する場合も同様であり、米国内での侵害の「根拠となる行為」によって使用可能となったか、またはそ

の行為に十分に関係していれば、著作権侵害に基づく請求権が発生し得る。⁽¹⁹⁾ 近年、米国外の場所から米国の著作権として保護されているビデオを米国のサーバーにアップロードしたことに伴う著作権侵害訴訟がいくつかあり、それらの訴訟では、概して問題の行為は米国著作権法の範囲内であるとされている。⁽²⁰⁾

③ 商標権侵害

「ランハム法（連邦商標法）」上の商標権侵害に基づく請求については、特許権および著作権侵害の場合と異なり、これまでの裁判例上、総じて域外適用が制限されている。裁判所によって分析内容が多少異なるものの、どの裁判所も、詳細な事実関係に基づく審理を必要としており、仮に、問題となる行為が米国の商業に（例えば米国企業の販売機会損失をもたらすなど）重大な影響を与え、被告が米国企業または国民であり、侵害が発生したとされる国において被告が正当な商標保護を享受していない場合には、当該米国外の行為が米国の商標権侵害であると判断される可能性があるものと考えられる。⁽²¹⁾

④ RICO

上述の通り、RICOは、米国政府が提起した訴えにおいては米国外への適用が認められる場合があるが、民間当事者が損害賠償を求める訴えでは適用されない。従って、原告は、少なくとも「米国内の」損害を立証しなければならないが、「国内」の正確な意味は、大きく意見が分かれたままである。

⑤ 証券詐欺

これも上述の通り、基本となる米国連邦証券法詐欺防止規定に域外適用はないが、米国内の証券取引所での取引か、または米国内の取引で権原が移転されたか、もしくは義務が発生した場合は適用される。

⑥ 米国貿易制裁

概して、米国の貿易制裁は、日本およびその他米国以外の会社の米国における活動に適用され、制裁対象国または個人との取引に米国の銀行を関与させるといった活動を含む。米国による制裁は、米国領域外の米国以外の企業が販売したものであっても、その部品や構成部分が米国を原産国としていれば適用され得る。最近、制裁の法制化には域外の効果がないという主張で制裁の地理的範囲を制限しようとする動きがあるが、かかる主張は必ずしも成功していない。⁽²²⁾

4. 米国州法の域外適用

ここまでは、米国連邦議会が承認した連邦法上の違反の訴えについて述べてきた。しかし米国は、二重主権の制度を取っており、州にはそれぞれの法律、制定法および裁判所による判例法があり、それらの法律をどう適用するかについては、たいていの場合、憲法が規定する広範な制限を前提として、それぞれ規則を定めている。多くの州は、連邦法で認められている域外適用否定の推定を州制定法に適用している。⁽²³⁾ その場合、域外適用の問題を伴う訴えを「米国内」として考えるかどうかの判断基準は、州によって異なる。しかし、製造物責任および詐欺的行為の請求の主たる法源となる州判例法への域外適用否定の推定の適用性については、ほとんど議論されていない。⁽²⁴⁾ 現実的な問題として、州裁判所は通常、慣習や政策を理由として、判例法上の請求に関係する領域的管轄権を扱わない。その代わりに被告に対する人的管轄権を主張できるかどうか（下記で詳述）、または州の「適用法の選択」の規定により、紛争により密接に関係している別の州（または国）の法を適用すべきではないか否かという問題に焦点を当てる。従って、州法に基づく訴えに関しても、日本の被告には、米国の被告にとってはさほど有用ではない主張が可能となる。

5. 人的管轄権

米国の裁判所は、州であれ連邦であれ、米国法に特徴的な「人的管轄権」という概念を採用している。

一方、米国の裁判所は、個別に(i)特定の紛争について管轄権（「事物管轄権」）を有しているか、(ii)訴えが適正な裁判所（「裁判地」）に提起されているか、並びに(iii)各被告に対して人的管轄権を有しており、被告に訴訟参加を強制し、被告を判決およびその他裁判所の命令に従わせることができるか否かを検討する。人的管轄権は、各被告に関するだけでなく、各請求についても認められなければならない。⁽²⁵⁾ ほとんどの場合、連邦裁判所に提起された連邦法上の訴えであっても、その人的管轄権は、裁判所が存在する州の管轄権の規定を踏まえて判断される。しかし、大半の州は、合衆国憲法のデュー・プロセス（法の適正な手続き）条項で認められた最大範囲で管轄権を行使しており、州法の定めによる制限について別途審理することは必要とされていない。⁽²⁶⁾ デュー・プロセス条項は、何びとも「法の適正な手続き」なしに「生命、自由または財産」を奪われないと定めている。デュー・プロセスの概念は、米国の刑法、民法の両方で貫かれており、時代を超えて何万と言わず、もしかすると何十万もの司法上の判断の主題になっている。元来「デュー・プロセス」とは、基本的な公正性の概念を実践するものだが、判例法の法典化されたものは、人的管轄権に関する場合を含め、より具体的な規定、手順およびガイドラインを定めている。

米国裁判所には二種類の人的管轄権がある。「一般的人的管轄権」は、事物管轄権があり、裁判地が適切でありさえすれば、被告に対してどのような訴えの主張も可能となる管轄権をいう。しかし、この非常に広範な権限の付与は、なかなか認められない。通常認められるのは、管轄地に「本拠を持つ（at home）」とされる被告（個人および企業）のみである。⁽²⁷⁾ 個人の場合は、裁判所が位置する州に「ドミサイル（本居）（domicile）」があれば、この基準を満たすが⁽²⁸⁾、一方、法人の場合は、

きわめて珍しい例外はあるものの、設立地であるか、または主たる事業所がある場合のみ「本拠を持つ」とされる。⁽²⁹⁾ 日本に居住する日本国民および日本に拠点を置く日本企業は、通常この要件に合致せず、よって彼らに対する一般的的人的管轄権は、存在しない。

また米国裁判所は、「特別人的管轄権」または「特定訴訟管轄権」を主張し、その範囲はより限定的だが、かなり広範な訴えにおいて存在を認められている。特別人的管轄権が成立するには、被告は、訴えの提起された管轄地に「最小限の接触」を有しており、それによってその場所における自らの行為についてその法廷地（フォーラム）で訴えられる可能性があることを合理的に予期できたはずでなければならない。⁽³⁰⁾ また特別人的管轄権は、そうした接触到起因するか、何らかの形で関係する訴えに限定されるが、必要とされる関係の緊密性の判断は、裁判所によって著しく異なる。⁽³¹⁾ そしてこの基準を満たしても、デュー・プロセス条項によって最終的な独立したチェックがなされ、訴えの事実について管轄権の主張が「フェアプレーおよび本質的正義という伝統的概念」に合致しているか否かが問われる。⁽³²⁾

被告が 裁判所の人的管轄権に異議を申し立てる場合、通常、管轄地に「最小限の接触」を有していなかったと主張することになる。何が「最小限の接触」を構成するのかについては、明確な定義がない。偶然的または非意図的行為では、特別人的管轄権の主張は認められず、法廷地に関係を持っているのが被告ではなく原告である場合も認められない。⁽³³⁾ 「最小限の接触」は、契約および不法行為に関する訴訟では多少異なった分析がされる。表現は異なるかもしれないが、契約不履行の訴訟では、裁判所は、被告の行為から被告が法廷地の法律の利益および保護を受ける特権を「意図的に利用」したことが明らかか否かを問う。⁽³⁴⁾ 法廷地の州の居住者と契約を締結したという事実だけでは十分な接触とはならないが、法廷地の法律の適用を定めた契約は、たいていの場合管轄権の裏付けとされるだろう。しかし裁判所は、通常、契約交渉や履行の状況に着目し、被告が契約に関

係して何度、どのような趣旨で〔法廷地を〕訪問したか、かつ契約が州との継続的な接触を定めているか否かといった事柄を調べた上で、「最小限の接触」があったか否かを判断する。

不法行為訴訟（とりわけ製造物責任および詐欺に基づく請求を含む）は、多くの場合異なる方法で分析される。不法行為訴訟の被告は、例えば欠陥が疑われる製品の現地での製造、設計、生産または販売促進を通して、法廷地の法律の保護を受ける特権を「意図的に利用」しているだろう。しかし多くの不法行為訴訟においては、「意図的な利用」の代わりに「影響テスト」と呼ばれる基準に基づいて特別人的管轄権が判断され、法廷地の州と全く取引をしていない被告はそのテストによって排除される。このテストの要件は、いささか緩やかだが、全体として、被告が(1)故意に行為を行ったこと、(2)明示的に法廷地の州を目標にしていたこと、(3)法廷地の州においておそらく発生するだろうと被告が認識している損害（損失）を生じたことが必要である。⁽³⁵⁾

製造物責任訴訟においては、「明示的に目標にしていた」という要件をどう判断するか米国裁判所の意見が一致しておらず、たいていの場合、米国以外の製造業者に対する管轄権の存在が問題となる。極端な例を挙げれば、最終的に法廷地の州の居住者に製品が販売されると製造業者が知っていたか、または予測していれば、単に「商業の流れ」に製品を乗せただけであっても管轄権が認められると結論付ける裁判所もある。しかしながら、ほとんどの裁判所は、この「商業の流れ」テストという単純な判断は退け、製造業者が具体的に法廷地の州を目標にしていたという何らかの意思表示を必要としている。⁽³⁶⁾ 「目標にしていた」ことに関連証拠としては、特定の州の居住者に合わせて調整された広告宣伝、または営業および販売が法廷地の位置する米国の一部地域に集中的に行われた証拠が挙げられる。⁽³⁷⁾ なお、「影響テスト」の適用は、管轄地によってかなり異なりがちであることに注意しなければならない。

連邦裁判所に提起される多くの訴えは、不法行為でも契約違反でもなく、法定要件の違反である。

裁判所は、そうした訴えをたいていの場合、どれか一つのコモンローの違反と類比し、それに従ってテストを適用する。例えば著作権侵害であれば、通常、不法行為と類比し、影響テストが適用されるだろう。⁽³⁸⁾しかしこの類比は、デュー・プロセス条項の要件としてというより、むしろ単純に特定の訴訟の状況に適ったテストを適用しようという考えによる。実際、裁判所は、証券法違反の場合は、契約違反および不法行為双方に類似する要因を含み得るため、その両方に適用可能なテストを採用することができ、どちらかが合致すれば、特別人的管轄権が認められるとしている。⁽³⁹⁾

特定の訴えに特化した人的管轄権のテストが採用される状況としては、特許権侵害があげられる。特許侵害請求が他の訴訟手続きと大きく異なる点の一つである。本来、訴訟は、提起された「巡回区」で解釈される法に基づき手続きが進められる。米国には12の巡回区があり、その決定は、時には著しく異なる。特許侵害訴訟は、米国内のどこでも提起し得るが、全ての訴訟は、特許侵害の事案について専属的な控訴管轄権を有するワシントンD.C.の連邦巡回区控訴裁判所に控訴される。米国内で統一されることに加え、連邦巡回区の法は、特許侵害特有の性質を念頭に制定されている。例えば連邦巡回区は、ある州の居住者に侵害停止を求める通告書を送付しても、(他の事情がなく、それだけでは)特許権者に対する人的管轄権の主張の裏付けにはならないと判断している。⁽⁴⁰⁾同様に、特許ライセンス契約があるというだけでは、特許権者(ライセンサー)をライセンシーの位置する場所〔法廷地〕の人的管轄権に服させることはできないが、ライセンスが独占的か、または特許権者が製品の営業方法の決定権を保持している場合は、異なる結果となる可能性がある。⁽⁴¹⁾

6. ウェブサイト

米国以外の企業によるウェブサイトの運営に直接的または間接的に関係する損害を訴える原告は、たいていの場合、米国の法廷地内でのウェブサイトへのアクセス可能性に対する人的管轄権に

基づこうとする。そうした試みに対する判断基準は、定まっていないが、経験則として、裁判所は、「普遍的管轄権」、つまり会社は米国内でウェブサイトにはアクセスできる場所であればどこであれ提起された訴訟に従わなければならないとする管轄権の規定を認めていない。広く用いられているテストとしては、ウェブサイトがより双方向的であれば、人的管轄権もより妥当と考えられるという「スライド制」がある。⁽⁴²⁾しかし裁判所は次第に、法廷地内でウェブサイトを通じて被告と取引をしている居住者の人数、取引量、被告が米国の法廷地から事業を促進するためにそのウェブサイトの使用を意図していたという意思表示など付加的要因に注目するようになっていく。⁽⁴³⁾

日本およびその他米国以外の地域に拠点を有する多くの親会社は、ウェブサイトを情報提供だけのために運営することで米国の管轄権が及ぶリスクを最小限におさえようとしており、勧誘・取引を行うウェブサイトの運営は米国子会社に任せていることが多い。裁判所において広範に分析されたわけではないが、この戦略は、不用意に米国に管轄が認められることを回避する観点から理に適っていると思われる。

7. 連邦民事訴訟規則の規則4(k)および「全国送達」を認める法律

日本企業は、法廷地の州との間に必要とされる「最小限の接触」を有していない場合であっても、2つの原則によって人的管轄権の主張が裏付けられる場合があることに留意しなければならない。まず、連邦法上の訴えについて連邦民事訴訟規則の規則4(k)は、いずれの州とも個別には十分な接触を持っていないために他の方法では訴えられない米国以外の会社が全体として米国と最小限の接触を有している場合、その会社に対する人的管轄権を認めるとしている。訴訟当事者は、この規則4(k)には注意すべきである。さもないと落とし穴にはまる場合があるからである。例えば、被告は、別の州の人的管轄権が及ぶため、規則の適用を受けないと主張できるが、その主張によって、その

別の米国裁判所に管轄権があることを図らずも認めるリスクがある。この点そして原告による立証問題に対応するために、様々な立証責任転換の規定が採用されている。⁽⁴⁴⁾

次に、RICO並びに反トラストおよび証券法関連請求の裏付けとなるいくつかの連邦法では、たいていの場合、米国内で被告が「事業を行っている」か、または「見つかるであろう」場所であればどこであれ訴状の送達を認めている。それらの法律に対する違反の嫌疑をかけられた被告については、法廷地ではなく、全体として米国と「最小限の接触」を有してさえいれば人的管轄権が認められる。⁽⁴⁵⁾ (管轄権は、デュー・プロセス条項によって義務付けられているように、「フェアプレーおよび本質的正義の伝統的概念」に適合していなければならない。) しかしながら、不便宜法廷地 (forum non conveniens) の原則のように、裁判地条項がそうした訴訟の進行を制限する場合があります。被告 (しばしば米国以外) が「公的」および「私的」利益を考慮するよう申し入れ、原告が選択した法廷地の訴訟が極めて不都合であり、より望ましい場所が存在することを立証すれば、裁判所は訴えを却下することができる。⁽⁴⁶⁾ しかし、被告が日本企業の場合、米国内で事業を行っている場所がどこであれ、こうした法律に違反したとして訴えられるリスクがあることは事実である。

8. 親会社と子会社の問題

多くの日本企業は、米国の事業運営の一部または全ての責任を負う米国子会社を持っている。訴訟では決まって、会社間の法人格の異別性を概ね尊重すべきであり、「外国の」親会社は、通常米国内子会社の行為について責任を負わないとされる。しかし、この原則には二つの重要な例外があり、それに該当すれば、日本の親会社に人的管轄権が及び、実質的責任が課され得ることになる。

まず、親会社と子会社が互いの「アルター・エゴ (分身)」であるとみなされた場合、米国子会社の事業運営についての責任は、日本の親会社に帰する。米国の裁判所は、どこも統一的に、親会

社と子会社間には、取締役および役員の兼任など何らかの支配が固有的に存在していると認識しており、この支配は、二社の独立した法的身分を損なうものではない。しかし支配がかなり直接的かつ広範囲で詳細にわたり、事実上「利益および所有の同一性」があり、二社を別個に取り扱うことが不公平となる場合、裁判所は、親会社と子会社を単一体とみる。⁽⁴⁷⁾ この支配の厳格な基準に合致しているか否かは、以下のような多元的な観点に立ったテストによって判断される。つまり子会社が行った行為および適正な資本について重要な責任を負っているか否か、取締役会の開催といった「会社手続き」に従っているか否か、会社と子会社が外部に対して別個の会社としてふるまっているか、一つの会社としてふるまっているか、取締役および役員が多数兼任しているか否か、会社間の資金移動が独立した法的身分を反映した方法で行われているか否か、といった点である。⁽⁴⁸⁾ 特に子会社の行為がその親会社に帰すると裁判所が判断した場合、成立し得るのは特別人的管轄権のみである。一般的管轄権の成立は、通常、会社の設立地および主たる事業所の所在地の法廷地に限られ、支店または事業部の所在地の法廷地は考慮されない。

米国法上「アルター・エゴ」の概念を採用するのは、通常、人的管轄権を成立させるため、そして子会社に対する判決について親会社に直接責任を負わせるためである。それぞれの判断基準は密接に関連しているが、子会社の行為に基づいて親会社に管轄権が及ぶことを立証する方が、親会社に責任を帰すための立証よりも負担が少ないとする裁判所もある。とりわけ「アルター・エゴ」の観点に立ったテストは、たいていの場合、親会社による詐欺的行為目的の子会社の利用、さらに子会社の法人格を隠れ蓑にした責任逃れの阻止に用いられる。人的管轄権のみが問われている場合、通常、子会社が詐欺的行為を行ったことを立証する必要はない。⁽⁴⁹⁾

日本の親会社は、また「代理」の法理に基づいてその子会社の行為に責任を有するとされる可能性もある。「アルター・エゴ」の法理の場合と同

様に、多くの裁判所は、原告に対して、人的管轄権を成立させるために正式な代理関係の存在を立証するよう求めず、驚くほどあいまいな代理の基準を示した裁判所もある。例えば、最近のある訴訟でニューヨーク市の連邦裁判所は、米国の子会社が親会社の「利益のために」行動し、それを親会社が知り、承認しており、かつ、親会社が子会社に「多少の (some) 支配」を行使していれば、日本の親会社に対する人的管轄権が成立し得るとした。⁽⁵⁰⁾ しかし、親会社・子会社間における正常な枠内の行為について、すぐさま「代理」の原則を持ち出すべきではない。また主張される「代理」の範囲が人的管轄権の主張を制限する場合があることにも注意すべきである。例えば、子会社による契約交渉に関係して形成された「代理」関係は、人身傷害請求に関する管轄権の裏付けとはならない可能性がある。

9. 戦略的検討事項

米国において提起された訴訟の被告となった日本企業にとってまず重要となる戦略として、法律の域外適用範囲に基づく抗弁が可能な場合には、可及的速やかに提起すべきである。かかる主張は、とりわけ早期提出が必要となる。裁判所は、おおよそ訴状の文面から明確になる事実に基づく傾向にあり、原告からの申立ての補足は受け入れる一方で、事実の撤回を認める可能性はかなり低い。また原告の代理人弁護士がそれほど域外適用に関する法律問題に精通していない可能性もあり、その場合、訴答書面において致命的な過ちを犯す可能性すらある。現実的に見て、多くの訴訟において、文書を提出し、質問書に回答し、証人（証拠）を提出する前に訴えの却下を勝ち取れる可能性がある。たとえ訴え却下に至らなくても、請求範囲を狭められ、損害賠償請求額の減額、訴訟費用の低減、そして和解に際してより望ましい条件を導くことができる可能性もある。訴訟の開始時点での人的管轄権に対する異議申立ては、単に望ましいだけでなく、必須である。異議申立てをせずに訴訟に実質的に参加する被告は、抗弁の権利およ

び管轄に関するディスカバリー（情報開示）を求める権利を放棄することになる。

さらに、日本企業としては、不用意に米国における訴訟の被告とされないため、日本に所在する親会社たる日本法人と米国に所在する子会社における「会社体制」にも配慮が必要となる。すなわち、前記8において詳述したとおり、両社が「アルター・エゴ」とみなされるような要素がないことはもちろん、米国子会社が日本の親会社の「代理」をしているとみなされないよう、親会社から子会社への人事派遣の具体的内容、指揮・命令・人事評価を含むコミュニケーションの具体的内容等を確認するとともに、具体的なコミュニケーションの内容については適時に記録化・証拠化を図ることが、万が一日本企業に対し訴訟が提起された場合にその管轄を否定できる可能性を引き上げることになる。

10. 結びにかえて

米国の司法制度は、訴訟当事者を実際に無関係な訴訟から早く解放するために多くの重要な防止策を組み込んでいる。その最重要策のうちの二つがほとんどの米国法に定められた地理的制限と、裁判所が請求ごとに各被告に対して人的管轄権を主張できる要件である。

米国の裁判所で訴えられた日本企業および個人にとって幸いなことは、こうした却下の法的根拠がとりわけ米国以外の被告に適用され得る点である。

[注]

(1) ロバート・レズニック弁護士はオリック・ヘリントン・アンド・サトクリフLLPワシントンDCオフィスのパートナーであり、矢倉信介弁護士はオリック東京オフィスのパートナーです。両氏とも事務所の“訴訟及び紛争解決プラクティス・グループ”のメンバーです。なお本稿は、読者に何ら法的助言を与えるものではなく、特定の事実や問題に関するアドバイスではありません。ここで取り上げた法律はどれも複雑で、例外を伴い、限られた紙面でそのニュアンスを十分に説明することはできません。本稿で取り上げた問題に関する事柄について具体的なご質問等があれば、米国資格を有する弁護士に相談されることをお勧めします。

(2) 本稿では扱いませんが、日本の被告にとって特に有用になり得る主張が他にもあります。例えば米国外の被告

- に対して法または条約の要件に適った送達がなされなかった場合や、不便宜法廷地の原則に基づいて裁判所が裁量によって訴えを却下できる基準に合致するか否かといった主張です。
- (3) *Morrison v. Nat'l Austl. Bank Ltd.*, 561 U.S. 247, 255-56 (2010).
- (4) 同上 p255.
- (5) 例：18 U.S.C. § 351(i) (「本項により禁止された行為に対する領域外管轄権が存在する」旨の定め)
- (6) 参考： *RJR Nabisco Inc. v. European Cmty.*, 136 S. Ct. 2090, 2102-3 (2016).
- (7) 15 U.S.C. § 78j(b) (証券詐欺に関する条項) 参考： *Morrison*, 561 U.S. 262-65.
- (8) *Morrison*, 561 U.S. 266.
- (9) *Absolute Activist Value Master Fund Ltd. v. Ficeto*, 677 F.3d 60, 66-67 (2d Cir. 2012).
- (10) 参考：18 U.S.C. § 1964(c); *RJR Nabisco Inc.*, 136 S. Ct. 2106.
- (11) 参考：Robert P. Reznick, *What the Second Circuit Did and Did Not Tell Us About RICO's Reach*, <https://www.orrick.com/Insights/2017/11/What-the-Second-Circuit-Did-and-Didnt-Tell-Us-About-RICOs-Reach>.
- (12) 15 U.S.C. § 1 及び 2.
- (13) 15 U.S.C. § 6a.
- (14) 同上
- (15) 35 U.S.C. § 1 以下参照、17 U.S.C. § 101 以下参照
- (16) *Transocean Offshore Deepwater Drilling, Inc. v. Maersk Contractors USA, Inc.*, 617 F.3d 1296, 1309 (Fed. Cir. 2010).
- (17) *Halo Elects., Inc. v. Pulse Elecs., Inc.*, 831 F.3d 1369, 1376-79 (Fed. Cir. 2016).
- (18) 35 U.S.C. § 271(f)、参照： *Life Techs. Corp. v. Promega Corp.*, 137 S. Ct. 734 (2017).
- (19) 参考例： *Int'l Diamond Imps., Inc. d/b/a I.D.I. Design, Inc. v. Med Art, Inc.*, 2017 WL 2839640, *9 (S.D.N.Y. June 29, 2017); *Tire Eng'g and Distribution, LLC v. Shandong Linglong Rubber Co., Ltd.*, 682 F.3d 292, 306-09 (4th Cir. 2012).
- (20) 例： *Crunchyroll, Inc. v. Pledge*, 2014 WL 1347492, *17 (N.D. Cal. Mar.31, 2014).
- (21) 例： *Trader Joe's Co. v. Hallett*, 835 F.3d 960, 969-74 (9th Cir. 2016).
- (22) *United States v. Akova*, 2016 U.S. Dist. LEXIS 169136, *14-*16 (N.D. Ga. Oct. 28, 2016).
- (23) 例： *Sullivan v. Oracle Corp.*, 254 P.3d 237, 247-49 (Cal. 2011).
- (24) 参考： Jeffrey A. Meyer, *Extraterritorial Common Law: Does the Common Law Apply Abroad?*, 102 *Georgetown L. J.* 301, 324-50 (2014).
- (25) 参考： *Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court of California, San Francisco Cty.*, 137 S. Ct. 1773, 1781-82 (2017).
- (26) 注意すべき例外は、ニューヨーク州及びフロリダ州であり、両州は、デュー・プロセス条項よりもいくつかの点で制限的な管轄権を定めています。人的管轄権に関する法律がデュー・プロセス条項を踏まえていない州で訴えられた被告は、独自の抗弁が可能であることに留意すべきです。
- (27) *BNSF Railway Co. v. Tyrrell*, 137 S. Ct. 1549, 1558 (2017).
- (28) *Goodyear Dunlop Tires Operations, S.A. v. Brown*, 131 S. Ct. 2846, 2853 (2011).
- (29) *Daimler AG v. Bauman*, 134 S. Ct. 746, 760 (2014).
- (30) *Int'l Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310, 316 (1945).
- (31) 最近ある学者は、判例法において5つの異なるアプローチが取られていると述べています。参照： Ryne H. Ballou, *Civil Procedure—Be More Specific: Vague Precedents and the Differing Standards by Which to Apply “Arises Out of or Relates to” in the Test for Specific Personal Jurisdiction*, 35 *U. Ark. Little Rock L. Rev.* 663 (2013).
- (32) *Int'l Shoe*, 326 U.S. 316.
- (33) *Walden v. Fiore*, 134 S. Ct. 1115, 1122 (2014).
- (34) 参考例： *Schwarzenegger v. Fred Martin Motor Co.*, 374 F.3d 797, 802-03 (9th Cir. 2004).
- (35) *Washington Shoe Co. v. A-Z Sporting Goods Inc.*, 704 F.3d 668, 673(9th Cir. 2012) [or *Axiom Foods, Inc. v. Acerchem Int'l, Inc.*, 874 F.3d 1064, 1069 (9th Cir. 2017)].
- (36) 参考例： *C.C., through his natural mother and guardian, Melanie Ginnever v. Suzuki Mfg. of Am. Corp.*, 2017 WL 4617073, *3-*6 (E.D. Mich. Oct. 16, 2017).
- (37) 参考例： 同上文献 *Lodestar Anstalt v. Bacardi & Co. Ltd.*, 2017 WL 3534984, *10 (C.D. Cal. Aug. 14, 2017)
- (38) 参考例： *Shaheen v. Smith*, 994 F. Supp. 2d 77, 82-88 (2013).
- (39) 参考例： *In re Volkswagen “Clean Diesel” Mktg., Sales Practices, & Prods. Liab. Litig.*, MDL No. 2676 (CRB), 2017 U.S. Dist. LEXIS 1109, *862-65 (N.D. Cal. Jan. 4, 2017).
- (40) *Red Wing Shoe Co. v. Hockerson-Halberstadt, Inc.*, 148 F.3d 1355, 1360 (Fed. Cir. 1998).
- (41) *P.I.C. Int'l Inc. d/b/a H2Odysee v. Miflex 2 S.p.A.*, 2017 WL 3583122,*3 (S.D. Cal. Aug. 17, 2017).
- (42) *Zippo Mfg. Co. v. Zippo Dot Com, Inc.*, 952 F. Supp. 1119, 1124 (W.D. Pa. 1997).
- (43) 参考例： *Plixer Int'l, Inc. v. Scrutinizer GmbH*, 2017 WL 4683922, *4-*7 (D. Me. Oct.18, 2017).
- (44) 参考例： *Lelchook v. Islamic Republic of Iran*, 2016 WL 7381686, *4-*6 (D. Mass. Dec. 20, 2016).
- (45) *Pinker v. Roche Holdings, Ltd.*, 292 F.3d 361, 369 (3d Cir. 2002).
- (46) 参考例： *Rosen v. Execujet Servs. LLC*, 2017 WL 1011607 (S.D. Fla. Mar. 13, 2017).
- (47) *Anwar v. Dow Chemical Co.*, 2016 U.S. Dist. LEXIS 127797, *9 (E.D. Mich. Sept. 20, 2016).
- (48) 参考例： *Ranza v. Nike, Inc.*, 793 F.3d 1059, 1073-74 (9th Cir. 2015).
- (49) 参考例： *Graduate Med. Educ. Dev., LLC v. St. George's Univ., Ltd.*, 2016 U.S. Dist. LEXIS 138962, *6, *21 (S.D. Tex. Oct. 6, 2016) (判例引用).
- (50) *Albino v. Glob. Equip. USA, Ltd.*, 2017 WL 372056, *4 (S.D.N.Y. Jan. 26, 2017).